

第 1010 回教育委員会 会議録

平成 27 年 4 月 24 日

10:00~11:30

①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1010 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

③会期の決定

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<長南委員長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「平成 27 年 3 月新規高等学校卒業者の就職内定状況（3 月末現在）」について、高校教育課より報告願います。

<高校教育課課長補佐> 課長に代わりまして、平成 27 年 3 月新規高等学校卒業者の 3 月末現在の就職内定状況について御報告いたします。

報告資料 1-1 を御覧ください。就職希望者 3,154 人に対して、内定者数は 3,134 人で、内定率は 99.4%となり、記録が残る平成 14 年 3 月以降で最も高い内定率であった昨年度を 0.1 ポイント上回りました。また、はじめて 2 年連続で 99%を超えております。

県内就職希望者の内定率は 99.2%となり、未内定者が去年より 1 人増えたことから、前年を 0.1 ポイント下回りました。また、県外就職希望者の内定率は 99.9%となり、前年を 0.3 ポイント上回りました。

就職希望者のうち、いまだ内定を得られていない生徒が 20 人おりますが、県としましては今後も調査を行い、その動向の把握に努めるとともに、山形労働局の未内定就活生への集中支援 2015 の事業を活用するなど、全ての未内定者を個別支援に導くとともに、雇用状況を注視しながら、学校と関係機関が密に情報を共有しまして、一人でも多くの就職希望者の内定が得られるよう努めてまいります。以上です。

<長南委員長> 御質問等ございますか。

- <武田委員> 県外の内定者の就職先はどのような地域になりますか。
- <高校教育課課長補佐> この場に詳細なデータは持ち合わせておりませんので、具体的には申し上げられませんが、地域としましては、東京周辺、関東圏が多い状況となっています。
- <武田委員> 就職先として、県内外の希望の動向はどのように変化していますか。
- <高校教育課課長補佐> 県内の就職先を希望される生徒の割合がおよそ8割と多く、若干ずつ増えている状況です。
- <長南委員長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

- <長南委員長> それでは、議第1号「山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者制度の導入及び指定管理者の募集について」、総務課長及び文化財・生涯学習課長より説明願います。

- <総務課長> 私の方からは指定管理者制度の概要について説明させていただきます。資料としましては、議第1号の3枚目、1-3を御覧ください。

1の制度概要にありますとおり、住民サービスの向上や施設の効率的な運営等を図るため、民間事業者を含む地方公共団体が指定する団体、いわゆる指定管理者に、公の施設の管理を行わせる制度です。

本県では平成18年4月1日からこの制度を導入しており、現在、教育委員会が所管する施設としては、山形県青年の家、山形県体育館、山形県武道館、山形県あかねヶ丘陸上競技場、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の5つの施設に制度を導入しています。このうち、山形県青年の家、山形県体育館、山形県武道館、山形県あかねヶ丘陸上競技場の4つの施設が、平成28年3月31日、今年度末で指定管理期間が満了しますので、今年度、指定管理者の募集及び指定を行う必要がございます。また、新たに、山形県立朝日少年自然の家に平成28年4月1日から制度を導入することとしていますので、こちらも今年度、指定管理者の募集及び指定を行うこととしています。

指定管理者の募集及び指定の手続きは、2の①から⑩までの手続きとなりますが、3に記載のとおり、①の募集、⑦の意見の聴取、⑩の指定につきましては、教育委員会に付議することとなっておりますので、本日、議第1号から議第4号によりまして、山形県朝日少年自然の家、山形県青年の家、山形県体育館、山形県武道館、山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者の募集について提案させていただいております。

議案の内容等につきましては、施設を所管する課長から説明させていただきますので、御審議についてよろしくお願いいたします。

議題1号「山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について」御説明申し上げます。資料の1-1を御覧ください。

1、募集する施設の名称及び所在地につきましては、名称が山形県朝日少年自然の家、所在地は山形県西村山郡大江町大字左沢字楯山 2523番地の5となっています。

2、指定の期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。

3、申請に必要な資格は、法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであることです。(1)から(8)までになりますが、その要件につきましては、指定管理者導入に係るガイドラインに定める応募資格となっております。(1)から(4)に関しましては、入札に参加できるか、指名停止となっていないかなどについての要件、(5)が県内に主たる事務所を有するものであること、(6)から(8)が暴力団と関わりがないかどうかについての要件となっております。

4、申請書の受付期間及び受付方法ですが、受付期間は平成27年6月9日から同年7月21日まで。受付方法は、山形県教育庁文化財・生涯学習課に持参又は郵送することとなっております。

提案理由ですが、山形県朝日少年自然の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう平成28年4月から指定管理者制度を導入するため、指定管理者の募集について提案するものでございます。

次の1-2を御覧ください。朝日少年自然の家の指定管理者公募につきまして概要を御説明します。

まず、施設の概要ですが、設置目的は、団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図ることとなっております。

2の施設面積などは記載のとおりでございます。

3の利用時間及び休館日ですが、これは山形県青少年教育施設条例で指定管理者が行う管理の基準が定められておりまして、それにより、利用時間は午前9時から午後9時まで、休館日としまして、次に掲げる日以外の日は、休館日としないこととなっており、①国民の祝日、ただしカッコ書きにありますとおり、4月、5月、7月及び10月にあるものを除きます。②12月29日から翌年の1月3日までの年末年始、③毎月の第3日曜日、④月曜日、これらの日以外は休館日としないことという管理基準がございます。そして、今回の提案にあたりましては、※にありますとおり、利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることとなりますので、休館日を少なくするという指定管理者の提案につきましては、承認をするというものでございます。

4の利用者数及び使用料等収入の実績ですが、平成22年度は29,341人の利用で291,150円の収入、平成23年度は32,400人の利用で1,964,450円の収入でした。平成22年度と平成23年度の収入の差についてですが、平成22年度は施設使用料のみ収入としていますが、平成23年度からは宿泊者のシーツの使用料も収入としているため、このよ

うに収入額に差が出ております。平成 24 年度以降の実績につきましては、資料記載のとおりでございます。

5の現在の管理運営体制についてですが、職員数として、職員8名、日々雇用職員1名、それから、宿泊者がいる場合の宿直代行員2名となっております。

続きまして、指定管理者の公募についてです。指定期間は3年、応募資格は議案書に記載のとおりです。それから指定管理者に委託を行う業務については、(1)から(4)までとなっております、(1)施設及び設備の維持管理に関する業務は、施設の保守管理業務、清掃、保安警備等になります。(2)施設の運営に関する業務は、利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等になります。(3)施設及び設備の利用の許可に関する業務は、施設の利用の許可、許可に付した条件の変更等がこれにあたります。(4)利用者の指導に関する業務は、企画事業の実施、県主催事業の実施支援等となります。なお、この企画事業とは、指定管理の一環として、事業者自らが企画をして行うものです。

4の選定のスケジュール、予定も含めたものとなっておりますが、まず本日、教育委員会へ指定管理者の募集について付議させていただいております。次に募集要項の審査委員会が6月1日に行われる予定となっております。募集要項の配布につきましては6月9日から7月14日、質問書の受付も同じ期間となっております。それから募集期間中の6月下旬に現地説明会を開催する予定となっております。申請書類の提出期限は7月21日、その後、事務局ヒアリング、選定審査委員会を経て、候補者の選定を8月に行う予定です。指定管理者の議決については、県議会9月定例会に提案を予定しており、その議決後に、指定管理者の指定に関しての教育委員会への付議を10月に予定しております。それから、指定管理者と1月に協定を締結し、来年4月から制度を導入することとなります。

議第1号についての説明は以上でございます。

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長>

宿直代行員2名とありますが、子供達が宿泊しているときは職員も宿泊するのですか。

<文化財・生涯学習課長>

はい、そうです。宿直代行員1名と職員1名で対応しております。

<小嶋委員>

今後、他の少年自然の家にもこのように指定管理者制度を導入していくのですか。

<文化財・生涯学習課長>

はい。朝日少年自然の家が平成28年4月1日から、飯豊少年自然の家が平成29年4月1日から、神室少年自然の家と金峰少年自然の家が平成30年以降の予定となっております。

- < 涌井委員 > 今は少年自然の家の自主企画事業が充実していると思いますが、指定管理者制度が導入された後も、自主企画事業は継続するのですか。
- < 文化財・生涯学習課長 > 子どもたちの成長を促す教育的配慮を必要とする研修など、いまの自主企画事業は県職員が引き続き行います。それに加えて、指定管理者の創意工夫による、子どもたちの成長を促す活動、一般の方々に自然にふれる機会を提供する活動なども行ってもらう予定です。
- < 長谷川理事 > 今回の指定管理制度導入の目的としましては、利用者を大幅に増やしたいということがございます。民間のホテル業者など多くの人を集めるノウハウをもった事業者に、より安い金額で事業をしてもらい、より多くの方々に自然に触れる機会を提供したいと考えております。
- < 涌井委員 > 子どもを預ける際には、安全面も気になりますので、ノウハウを持った事業者さんにしていただきたいと思っております。
- < 長谷川理事 > お子様の安全が一番大事なことだと思います。県の直営で行う事業もあります。また、安全が確保できるように、しっかりとノウハウを伝承したいと考えております。
- < 菊川委員 > 民間のノウハウを活用するという方向付けは良いと思います。山形県としては平成 28 年 4 月から導入するというのですが、他の都道府県における、少年自然の家に指定管理者制度を導入した事例、導入した成果については調査しましたか。
- < 文化財・生涯学習課長 > 全国に 150 程度の少年自然の家、青年の家がございますが、そのうち約 100 が指定管理者制度を導入しています。私が見てきたところでは、施設の管理や、事業の企画など、事業者の持っているノウハウを活かしてうまくいっているところが多くありました。
- < 小嶋委員 > 制度が導入されてからは、アドベンチャーキャンプの実施などの対応はどうなりますか。
- < 文化財・生涯学習課長 > たとえば朝日少年自然の家ではチャレンジキャンプとして、比較的長く、一週間程度のキャンプを実施しています。このような事業は子どもたちの成長を見ながら進めていく必要があります、安全面に配慮が必要ですので、引き続き県で配置しております研修指導員が指導し、指定管理者はその応援をすることを考えております。一方で、1泊2日や日帰りのキャンプ等については、アドバイザーを確保した上でなら、指定管理者でも十分対応可能であると考えております。
- < 長谷川理事 > 基本的には今までやってきたことは維持しながら、プラスアルファをやっていきたいと考えています。キャンプの実施にはスタッフを確保す

る必要がありますが、県が行うとなると、その人を雇うために多くの手続きが必要となりますが、民間ですと比較的柔軟に対応できますので、その点でも期待しています。

<武田委員> 山形県青年の家で指定管理者制度を導入した成果はどのような形で表れていますか。

<文化財・生涯学習課長> 青年の家の指定管理者は、施設の管理は行っていますが、研修事業は行っていません。施設の管理業務については、自社に資格者を有していますので、修繕の必要がある場合など、利用者の声に即座に対応できています。

<武田委員> 指定管理者の担い手として期待されていることは、業界では知らないかもしれませんが、旅館組合やホテル協会などへのアプローチも必要だと思います。

<文化財・生涯学習課長> はい。

<長南委員長> ほかになければ、議第1号について、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<長南委員長> 次に、議第2号「山形県青年の家に係る指定管理者の募集について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長> それでは、議第2号「山形県青年の家に係る指定管理者の募集について」御説明申し上げます。資料は2-1を御覧ください。

1の募集する施設の名称及び所在地ですが、名称は山形県青年の家、所在地は山形県天童市小路一丁目7番8号。

2の指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間。

3の申請者に必要な資格につきましては、先ほどの朝日少年自然の家と同様でございますので省略させていただきます。

4の申請書の受付期間及び受付方法ですが、受付期間は平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで、受付方法は山形県教育庁文化財・生涯学習課に持参又は郵送すること。

提案理由につきましては、平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、山形県青年の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものであります。平成22年4月から指定管理者制度を導入していますので、今回が3回目の募集とい

うこととなります。

それでは、資料2-2により山形県青年の家の指定管理者公募につきまして御説明させていただきます。

施設概要ですが、設置目的としては、団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るとなっております。施設面積等につきましては、こちらに記載のとおりです。

利用時間及び休館日ですが、指定管理者が行う管理の基準として山形県青少年教育施設条例で定められておりまして、それにより、利用時間、休館日がこのように設定されています。休館日を少なくするという指定管理者の提案につきましては、協議をして承認をするというものでございます。

次に、利用者数及び利用料金等収入の実績ですが、ここにありまして、例えば平成26年度には15,503人の利用で、8,256,155円の収入となっております。少年自然の家と比べると収入が多いのは、給食代も収入として計上しているためです。自然の家の場合は、給食代は利用者からまっすぐ業者へ支払うため、自然の家の収入には計上していません。

現在の管理運営体制ですが、県の職員は職員が5名、嘱託職員が1名、指定管理者側では、山形県青年の家管理企業体をビル管理業者、給食業者、設備業者で構成しており、職員6名で動いております。

今回の指定管理者の公募ですが、指定期間としては3年間、応募資格は先ほどの議案書のとおりでございます。委託する業務は(1)から(3)までであり、(1)施設及び設備の維持管理に関する業務は、保守管理、清掃、保安警備等、(2)施設の運営に関する業務は、利用者の研修等のための便宜の供与等、(3)施設及び設備の利用の許可に関する業務は、施設の利用の許可、許可に付した条件の変更等でございます。自然の家と異なり、指定管理者が主催する事業等はなく、施設の管理運営が主となります。

選定のスケジュールにつきましては、先ほど朝日少年自然の家で説明しておりますので、省略させていただきます。以上です。

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<小嶋委員>

収入のほかに、行政からの助成金のようなものはありますか。

<文化財・生涯学習課長>

先ほど説明申し上げませんでしたでしたが、別添資料2-2の指定管理者公募の3委託業務のところにカッコ書きで、債務負担行為の限度額が3年間で124,000千円とありますが、この予算の範囲内で指定管理者に支払うこととなっており、職員の配置に係る費用や、修繕費、光熱水費などはこちらから支払うこととなります。

<菊川委員>

利用者数の実績が、平成22年度は15,221人から平成24年度は20,792人と増えて、平成26年度は15,503人と減っていますが、これは何か理

由があるのでしょうか。

<文化財・生涯学習課長> 体育館の利用者数の増減などがあり、このような結果となっております。ただ、指定管理者制度導入前は年間の利用者数が 12,000 人程度でしたので、その頃に比べると増えております。

<長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。

<長南委員長> 次に、議第 3 号「山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について」、議第 4 号「山形県あかねヶ丘陸上競技場に係る指定管理者の募集について」、スポーツ保健課長より一括して説明願います。

<スポーツ保健課長> それでは、議第 3 号「山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について」御説明申し上げます。資料 3-1 を御覧ください。募集する施設の名称は、山形県体育館及び山形県武道館で、所在につきましては記載のとおりでございます。

指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

申請者に必要な資格でございますが、文化財・生涯学習課長からも説明ありました、ガイドラインに基づく要件ということで、ここに記載がある 8 項目となっております。

申請書の受付期間及び方法については、平成 27 年 6 月 9 日から 7 月 21 日までに山形県教育庁スポーツ保健課に持参又は郵送することとしています。

提案理由につきましては、平成 22 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、山形県体育館及び山形県武道館の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものでございます。

次に資料の 3-2 を御覧ください。施設の概要について御説明いたします。設置の目的は、体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するということになります。

施設面積等についてですが、この施設は霞城公園内にありますので、公園管理者である山形市から無償で敷地の使用許可を受けて設置しております。建物については、体育館の主競技場、小競技場、武道館と 3 つの建物がございますが、構造、面積等については記載のとおりであります。なお、この施設につきましては、霞城公園整備事業のため、平成 35 年を目途として撤去をすることとされております。

現在の開館時間につきましては、午前 9 時から午後 9 時までとなっております。武道館には合宿施設もありますので、宿泊を伴う利用もござ

います。休館日は施設のメンテナンスのため毎月第3月曜日及び年末年始となっております。

利用者についてですが、平成23年度は震災の影響で、この施設が避難場所となったということもあり、利用者数が減少しましたが、その後は増加傾向にあります。また、利用料収入は減少しておりますが、これは中体連、高体連等の大会で減免措置が適用されるケースがあったためです。

現在の指定管理者は公益財団法人山形市体育協会です。平成22年度の指定管理者制度導入時から継続して管理を行っています。職員体制につきましては、プロパー職員が2名、週30時間から40時間勤務の嘱託職員が5名、合宿利用時等の宿直対応を行う時間単位での契約職員が4名となっております。

指定管理者が行う業務ですが、施設設備の維持管理、運営業務及び使用許可に関する業務で、具体的には保守管理、清掃、保安警備や施設利用料の徴収、施設設備の使用許可、利用料の減免等に係る業務でございます。

指定管理料の109,000千円につきましては、3年分でありまして、本年2月の県議会定例会において債務負担行為の議決を受けたものでございますが、実際にはこの金額を上限額として、この範囲内で支払われることとなります。

次に選定スケジュールですが、6月1日に募集要項審査委員会で募集要項について審査していただく予定であり、その後、募集要項等の配布を6月9日から7月14日に予定しております。なお、6月9日の配布開始日には同日付けで県公報への掲載も行いたいと考えております。以下記載のとおりであります。以上です。

<スポーツ保健課長>

それでは次に、議第4号「山形県あかねヶ丘陸上競技場に係る指定管理者の募集について」御説明申し上げます。資料4-1を御覧ください。

募集する施設の名称は山形県あかねヶ丘陸上競技場、所在につきましては、記載のとおりでございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

申請者に必要な資格は、先ほど申し上げたとおり、御覧の8項目となります。

申請書の受付期間は平成27年8月18日から9月29日までとし、受付方法は山形県教育庁スポーツ保健課に持参又は郵送することとしております。

提案理由は、平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、山形県あかねヶ丘陸上競技場の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものでございます。

次に、資料4-2を御覧ください。山形県あかねヶ丘陸上競技場の施設の概要について申し上げます。設置目的は体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することであり、施設の面積等

につきましては記載のとおりでございます。

現在の開場時間につきましては、午前9時から午後9時となっております。土日祝日は午前7時半から開場しており、夏休み期間中は熱中症予防等のため、利用希望に応じて、午前6時から開場するなどの取組みも行われております。休場日は年末年始、12月29日から翌年の1月3日までのみとなっております。

入場者についてですが、平成22年度以降11万人程度でありまして、平成26年度は増加しております。利用者のほとんどが市内の中学生、高校生で、部活動の拠点にもなっている場所です。利用料につきましては、平成22年度以降5百万円台後半から6百万円台となっております。

現在の指定管理者は公益財団法人山形市体育協会で、平成25年度から管理を行っています。職員体制につきましては、プロパー職員が1名、週40時間勤務の嘱託職員が4名、時間単位での契約職員が2名となっております。

指定管理者が行う業務ですが、施設設備の維持管理、運営業務及び使用許可に関する業務で、具体的には保守管理、清掃、保安警備や施設利用料の徴収、施設設備の使用許可、利用料の減免等に係る業務でございます。

指定管理料の109,000千円につきましては、5年分でありまして、本年2月の県議会定例会において債務負担行為の議決を受けたものでございますが、実際にはこの金額を上限額として、この範囲内で支払われることとなります。

次に選定スケジュールですが、6月1日に募集要項審査委員会で募集要項について審査していただく予定であります。この施設の指定管理者の募集につきましては、類似の施設の募集時期との重複を避け、多くの事業者からの応募をいただくために、後記日程による募集を予定しております。募集要項等の配布につきましては、8月18日から9月24日を予定しております。なお、8月18日の配布開始日には同日付けで県公報への掲載も行いたいと考えております。以下記載のとおりであります。以上です。

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<小嶋委員>

利用者は市内の中高生がほとんどということでしたが、使用料は部活動で学校が負担しているのでしょうか、それとも子どもさんが負担しているのでしょうか。

<スポーツ保健課長>

学校によって異なります。個人負担というケースもあり、また、学校によっては部活動予算というのものが、それで負担するというケースもあります。

<小嶋委員>

使用料の減免はあるのですか。

- <スポーツ保健課長> 日常的な活動の場合は負担いただきますが、大会等で利用する場合で、県教育委員会が認めた一定の大会、例えば高体連が主催するような大会や、全国のインターハイなどは減免措置があります。
- <長南委員長> 使用料はいくらですか。
- <スポーツ保健課長> 例えば体育館では大きなアリーナで1日5万円くらいです。
- <小嶋委員> 指定期間は体育館及び武道館では3年間ですが、あかねヶ丘陸上競技場では5年間としているのはなぜですか。
- <スポーツ保健課長> 陸上競技場は、その競技場で出された記録が認定されるために、陸上競技場として定期的に公認を受けておく必要があります。このあかねヶ丘陸上競技場は3種公認の陸上競技場となっており、この公認が平成28年度から5年間となっていますので、この期間にあわせて指定期間を設定しました。
- <小嶋委員> 体育館は解体するのでしょうか。
- <スポーツ保健課長> 平成17年度に解体して山形市に敷地を返す予定でありましたが、期限を延長して、今のところは平成35年度までに解体して山形市に敷地を返すことになっています。
- <菅野教育長> 平成35年度までに明け渡すということになっておりますが、利用者の数も多くどうなるかわかりません。県としましては、天童の総合運動公園を作ったことにより、県体育館の役割は終わったと説明していますが、平成17年度の際は、地域の方々から代替機能がないのはおかしいということで、取り壊すことができなかつた経緯があります。ですから、そのあたりは山形市さんとよく話をしながら進めていかないとだめだと思えます。事務方としては、霞城公園の施設の役割は終わったという認識です。
- <小嶋委員> 老朽化しているということはあるですか。
- <菅野教育長> 古くはなっていますが、耐震性は確保してありますので、そういった面では問題ありません。霞城公園は史跡になっていますので、山形市としては史跡公園として整備する方針です。そのため、公園内に体育館などがあると史跡としての価値を損なうということです。
ただ、実際に使っている方々がいるのでなんとかしてほしいという地域の声があります。
- <長南委員長> ほかになければ、議第3号及び議第4号について、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、議第3号及び議第4号は、原案のとおり可決いたします。

<長南委員長>

次の議第5号及び議第6号は人事に関する案件となりますので、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第5号及び議第6号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<長南委員長>

これで、第1010回教育委員会を閉会いたします。